

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	総務文教常任委員会		会議場所 第3委員会室 担当職員 藤村
日 時	平成24年1月18日(水)		開 議 午前 10 時 00分
			閉 議 午後 0 時 5分
出席委員	西村 田中 並河 中村 齊藤 日高 堤 木曾 石野		
執行機関出席者	今西議会事務局長、藤村議会事務局次長		
傍聴	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	市民 0名	報道関係者 0名 議員 0名

会 議 の 概 要

- 1 西村委員長 あいさつ 開議
- 2 事務局日程説明
- 3 暴力団排除条例について
 - (1) 参考人からの意見聴取

参考人 京都府警察本部刑事部
組織犯罪対策統括室 組織犯罪対策第一課 課長補佐
警部 つるみ 鶴見 たけゆき 威之 氏

随行 係長 宮脇氏

10:06 ~

<参考人、パワーポイントを使用して説明>

京都府、亀岡市に特化して暴力団の現状と排除条例の意義、必要性について話をさせていただく。

別紙レジユメのとおり

- P1・・・京都府、亀岡市における暴力団の勢力図
H4 は暴力団対策法ができた年で、暴力団であるか否かが色分けされた。
H4 からは会津小鉄会系に山口組系が食い込む勢力争いの繰り返しで、H23 には京都では山口組系が会津小鉄会系を抑えた状況。

社会から暴力団を排除する仕組みが必要になってきた。主要幹部が逮捕されてもそのポストがある限り次の者がそのポストに就くだけで、お金が集まる仕組みをなくさない限り組織はなくなる。

佐賀県で条例が制定され、福岡県でも制定、京都府も制定してきた。

P2～P8・・京都府暴力団排除条例の目的、特徴

暴力団を取り締まる条例ではなく、みんながどうするか、暴力団を困む社会がどうするかを定めた条例。

資金集めをいかに防ぐかという観点から 公共工事への参入阻止 祇園木屋町におけるみかじめ料等の授受の禁止、青少年健全育成の観点から 教育施設周辺での事務所開設、運営の禁止を規定し、罰則ありの厳しい条例となっている。

府条例は府が発注する公共工事への参入阻止であるので、亀岡市が発注する工事からの阻止のために市条例を作っていただきたい。3次の物品納入、6次の下請け業者から誓約書を徴収する。

暴力団排除強化地域を定めて名目の如何を問わず暴力団との金品の授受を禁止している。

文化遺産等が多く、修学旅行生も多いので、教育施設に加えて保護対象施設を規定。亀岡市でも重要文化財10か所あり。府内の約70%が禁止区域に入る。しかし、すでにできているところまでは及ばない。昨年6月、亀岡市内に事務所移転を計画していた暴力団組織の事務所開設を阻止した。

(府条例第18条が根拠)

P9～P10・・府条例及び市条例案第6条には府、市の事業が暴力団の利益にならないようにと規定。府では600を超える事務事業について暴力団排除の規定等が盛り込めないかを洗い出した。奨学金や子ども手当等の一部例外以外のすべての補助金等を出さない。許認可もしない。11の条例については条例そのものを改正し、暴力団を入れない文言を盛り込んだ。

P10・・亀岡市土砂条例違反で山口組傘下組織幹部を検挙。事務所は亀岡市ではないが居住。市公共工事からの暴力団排除対策措置要綱に基づき、競争入札有資格者から排除。(2年間入札参加停止)

府条例施行後の効果。暴力団、準構成員でなくても暴力団と社会的非難をされる関係を有する業者についても適用。

P11・・府内市町村での暴力団排除条例制定状況

口丹波では、南丹市、京丹波町でもH23.12月に条例制定。京都市もH24.2月制定予定。南丹市では警察との情報のやり取りについての合意書を交わす準備がされている。

亀岡市では、すでに市営住宅から排除することが条例で規定されているが、暴力団排除条例ができることは市のすべての事務事業から暴力団を排除するという意義がある。

P12・・全国での暴力団排除条例制定状況。H19の抗争事件を機にH21.7月佐賀県で条例が施行され、全国で次々に制定。今では全都道府県で制定された。

府条例では、勧告公表制度が入っていない。事業者の遵守事項として 暴力団威力利用の禁止 利益供与の禁止 契約時における措置が盛り込まれている。一般市民がこれらに違反すれば勧告し、従わなければHP等に掲載するという公表制度が盛り込まれているのが全国的な流れ。東京都では、「3ない」として暴力団を利用しない、恐れない、金を渡さないが規定されている。愛媛県では祭礼からの排除が盛り込まれており、露店や神輿の担ぎ手から排除されている。

繁華街の暴力団排除ローラー作戦、東映、松竹等で排除宣言、旅館、料亭を使わせない、百貨店には中元歳暮を受けない、自動車販売業者には新車の販売を断る、銀行口座を作らせない等々社会全体で暴力団を認めないという取り組みを進め

ている。間違っても亀岡市の事業に暴力団が入っていることがないように取り組みをお願いしたい。

～ 11 : 00

< 西村委員長 >

亀岡市の事例も交えながらわかりやすい説明をいただいた。お礼を申し上げる。せっかくの機会なので質疑があれば出されたい。

< 質疑 >

< 木曾委員 >

府条例で大部分は網羅されているが、本市の事務事業から暴力団を排除するのに条例制定をするという考えでいいか。条例のポイントは、公共事業からの排除、公共施設からの排除と考えるがそういう理解でいいか。

< 参考人 >

ご指摘のとおり。市民の責務を入れておくことは意義がある。教育の観点も盛り込むことに意味がある。府条例でカバーできないところは公共事業、公共施設。そうであれば、府の発注事業には罰則があるのに亀岡市の発注事業には罰則がないということになってしまう。

< 木曾委員 >

一般市民への制約、通報等の義務を盛り込むことに対してはどう考えるか。市民は誰が暴力団かわからない。南丹市の例で警察との連携を言われていたが市民に伝えていくというあたりはどうか。

< 参考人 >

契約等の事務事業に暴力団が入らないように条例を根拠に合意を交わし、その合意書に基づきやり取りができる。暴力団であることは個人情報の一つでもあるのでむやみには言えない。一般の人は努力義務となる。単なる興味本位では答えられない。ただし契約の相手方が暴力団であるかどうかを知るためには相談という形で答えられる。単なる興味や風評を見極めながら、相談として対応していきたい。

< 木曾委員 >

行政は組織なので対応できるが、個人の場合、通報者や協力者の安全をどのように守っていただけるか。

< 参考人 >

一般の人は怖いのが実際である。警察に相談していただくしかない。それにより対応する。12/22の新聞記事について九州での暴力団排除の動きには警察で保護対策を24時間体制でとっている。規定改正で保護要領を盛り込むようにしており、市民に被害が及ばないように配慮している。

< 堤委員 >

千代川町での違法たい積の問題について、それ以前からその業者が暴力団であると知っているのに、農振区域の土地を買い、農業以外の利用の許可が与えられている。市の農業委員会が審査し、府が許認可している。警察、府、市が連携できていなかったのか、その時の経過はどうか。

公共工事からの排除をするとき、市が警察に問い合わせるのか、あらかじめ警察から情報提供があるのか。

学校、神社仏閣等から200メートル以内に組事務所開設の禁止がうたわれているが、逆に言うとそれ以外なら開設してもいいという解釈になるのか。

< 参考人 >

千代川町の件は詳しくはわからない。

京都府は入札業者をすべて照会しているが実質的には機能していない。なぜなら組幹部が表に名前を出すことはない。労多くして益少なしの感を受けている。氏名、生年月日を入れた一筆を入れさせて入札に参加させるのが一番いい方法かと思う。後でわかって検証ができ、契約解除もできる。暴力団と社会的非難をされる関係を有する者を排除するのが今までやってこなかったところ。今、情報を整理している状況である。

すべて排除を規定したかったが、憲法で定める集団結社の自由等の関係ですべて規制することはできなかった。青少年の健全育成を目的として条例で切り込んだ。今は、現規定以外に青少年が利用している施設、たとえば動物園、山の家等を調査中でできるだけ盛り込んでいきたい。それ以外の公安委員会の規則で定めるところとなっているので規制の範囲を広げていきたい。

< 並河委員 >

警察と自治体は連携があるということだが、一般市民はわからない。たとえば旅館組合に話をする等の情報提供はどのように考えるか。

< 参考人 >

相談していただきたい。それをカバーするために契約条項に暴力団排除条項を入れてほしい。契約の前には誓約書を取ってほしい。警察に聞く前に本人にまずは確かめることが第一。それでもわからなければ警察に相談を。

< 田中副委員長 >

府条例、市条例案第 15 条の市民の権利を不当に侵害しないとは具体的にどういうものを想定しているか。

< 参考人 >

警察の捜査の及ぶ範囲がある。不当に警察権力が入っていくことの抑止を目的にしている。なんら関係のない人に不当に警察権力が及ばないようにとの戒めと考えていただきたい。この条文については入れていない都道府県も多々ある。

< 日高委員 >

暴対法とは暴力団対策法か。市民の通報義務は入れないのか。

< 参考人 >

暴対法とは暴力団の不当な要求等の規制に関する法律。不当要求の禁止や事務所の使用制限命令等が規定されている。

被害にあったり情報を知ったら抱え込まずに相談をされたいというレベルで義務までいかない。入札業者の中で暴力団の不当要求を受けたのに通報しなかったら指名停止の要件の一つになるという取扱いの市町村もあり、府も盛り込む作業をしている。

< 中村委員 >

暴力団も条例によって活動が制約されてきている。千代川町の件で検挙された業者も半年ぐらいで代表者が代わっている。見抜いていく技術が必要と思う。どんな悪質なケースがあるか。

露店商のすべてが暴力団ではないと思うがどのように対応すればいいか。

< 参考人 >

ご指摘のとおり。規制がかれば地面の下にもぐっていく。

嵐山で申請を却下された組長は山口組から離脱したと言っている。会津小鉄会系で露店を主に営む組は除籍処分したという方法をとっているが仮想の離脱の

疑いが強い。おそらく関係はあり、上納金を納めていると思われる。捜査を進めているところである。条例に「祭礼行事から暴力団を排除する」の一文が入れば市の姿勢が示せ、少しは歯止めになる。実効性は少し疑問はある。

< 齊藤委員 >

本市は山間部が多く、産廃問題が悩みの種。大阪の規制が厳しいので本市に来る。1年以下の懲役または50万円以下の罰金程度でなく、もっと罰金を大きくできないのか。法律上どうか。また、産廃搬入初期に相談した時に警察は早期に介入してくれるのか。

< 参考人 >

産廃の許可は京都府。相当数の照会があるが暴力団に該当しない。表に出ない形で申請しているのが実態で規制がかけられない。実質的な関係を証明して進めていくことになる。罰則について、条例では極端なことはできない。自治体の条例の罰則についてはすべて検察庁と協議が必要。府下で突出したものは検挙できなくなればおそらく一律的なものでないと無理かと思う。

< 田中副委員長 >

市条例案第3章に市民等の遵守事項があるが、第12条の契約に関して、個人が家を建てる、造成する等業者と契約することがあるがそこまで努力義務を課すということか。

< 参考人 >

第12条の主語は「事業者は」なので、あくまで事業者で事業に関するものを想定している。市民が暴力団と契約云々というのは第11条「利益供与の禁止」で理解いただきたい。

< 田中副委員長 >

亀岡市の施設や対応については徹底できるかもしれないが、事業者へ徹底できるかは難しい。条例制定過程で意見も聴取するが実効性のあるものにするのが課題。何かあればお聞かせ願いたい。

< 参考人 >

ご指摘のとおりで一般の人が具体的に何をすべきか読み取りにくい。漠然とした形で書かれているのが現状。どういうことが利益供与にあたるのか、どういうことがいけないのか警察でも例を示して広報していくことが必要。他の都道府県と同じように勧告・公表制度を盛り込んでいくことを検討している。何が勧告・公表に当たるのか市民に示していくことが大事と考える。

< 西村委員長 >

市民、事業者も暴力団に向き合わなければならないが、何か盾になるものはあるか。

暴力団員も一人の人間、どのように区別していくのか。

< 参考人 >

排除する機運は高まっているが差別になってはいけなさと考えている。学校でも暴力団員の子供が通学していると、排除の話をするといじめられないかという話も聞く。あくまでも暴力団そのものを排除する。組織としての活動を排除するという考え方。家族が差別がされないよう配慮したい。単に公園や公共施設の利用を否定するものではない。襲名披露等に使われることを防いでいきたい。そのあたりの切り分けをして事務を進めていきたい。

< 木曾委員 >

今、制定に向けて検討しているが、初めから1回で完全なものを策定するのは難し

い。まずは公共事業からの排除、公共施設からの排除を重要ポイントとして進めていったらいいのか。

<参考人>

ご指摘の通りである。府条例でカバーできない点がある。府条例も去年からなのでいい点は他の自治体のものでもどんどん取り入れてやっていただきたい。今はとりあえず、公共事業、公共施設からの排除が求められているところと思う。

<西村委員長>

以上で質疑を終結する。長時間にわたり、丁寧に質疑に答えていただき感謝する。

～ 11 : 57

(休 憩)

12 : 01 ~

4 その他

次回の日程について調整

<西村委員長>

それでは、次回の日程は1月30日(月)10時からとする。

全員了

今回は市条例案に沿って内容の確認、修正個所の協議をする。次々回以降は執行部との協議や人権の観点での参考人からの意見聴取等進めていく。
本日はこれで会議を終了する。

12 : 05 閉議